

報道発表資料

令和2年7月10日
独立行政法人国民生活センター

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意！（速報第7弾）
- 受給資格がない人に持続化給付金の不正受給を持ちかける手口に気をつけて！ -

新型コロナウイルスの感染拡大に関連した相談が、全国の消費生活センター等に寄せられています。その中から、速報第7弾として、「サラリーマンでも無職でも持続化給付金100万円が受け取れる」などといった、受給資格がない消費者へ不正受給を持ちかける非常に悪質な勧誘事例を被害の未然防止のために紹介します。

1. 相談事例

【事例1】友人から「サラリーマンでも持続化給付金が受け取れる」と不審な誘いを受けた

学生時代の友人から無料通話アプリにメッセージが届いた。特定の会社を通じて持続化給付金を申請すると、サラリーマンでも無職でも100万円の給付金が受け取れるという。その会社が前年度の確定申告書類を作り、申請するようだ。その会社の名前を聞いたところ「名前はないが、税理士がついているので心配ない」とのことだが不審だ。「給付金を受け取った場合、その6割を会社と税理士に支払うことになる」と言われた。私は断ったが、友人はこの会社を通じて給付金を受取りたいを探しているので、紹介料があるのかもしれない。怪しいので情報提供する。

(受付年月：2020年7月 契約当事者：30歳代 女性 給与生活者)

【事例2】友人から「自営していることにして申請すれば持続化給付金がもらえる」と誘われた

友人から、「特別定額給付金10万円とは別に持続化給付金がもらえる。代理人に自営業をやっていることにして申請してもらい、給付されたら謝礼を渡せばいいようだ。銀行口座とマイナンバーを教えて欲しい」と連絡があった。口座情報等は教えてはいない。怪しい話だが、友人を信じて良いのだろうか。

(受付年月：2020年6月 契約当事者：20歳代 男性 給与生活者)

【事例3】知人から「事業主でなくても持続化給付金を受給可能」と謳うサービスを勧められた

メッセージアプリで知人から、「事業主でなくても請求の仕方を工夫すれば持続化給付金の100万円を受給できる」と謳う申請サポートサービスのアカウントへの登録を勧められた。知人は事業主ではないが、そのアカウントを登録してサービスを受けるようだ。サービスの対価はわからない。不審だ。

(受付年月：2020年6月 契約当事者：20歳代 女性 給与生活者)

2. 消費者へのアドバイス

(1) 受給資格がない人に持続化給付金の不正受給を持ちかける誘いには絶対に乗らないでください

持続化給付金は事業者（個人事業者も含む）に対して支払われます。事業を行っておらず受給資格がないサラリーマンや学生、無職の人が、自身を事業者と偽って申請をすることは犯罪行為（詐欺罪）にあたると考えられます。誘いに乗った消費者自身も罪に問われる可能性が高いです。

「サラリーマンでも無職でも持続化給付金が受け取れる」「自営していることにして申請すれば持続化給付金がもらえる」などといった、受給資格がない人に持続化給付金の不正受給を持ちかける非常に悪質な誘いには絶対に乗らないでください。

(2) 友人や知人、SNSを通じて誘いを受けてもきっぱり断りましょう

友人や知人から誘いを受けたという事例が複数見られるほか、SNSを通じて誘われたという事例も寄せられています。不正受給は罪に問われる可能性が高いため、たとえ友人からの誘いであっても、きっぱりと断りましょう。

(3) 不審に思った場合や、トラブルにあった場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう

今後、新たな手口の勧誘が行われる可能性があります。少しでもおかしいと感じたら早めにご相談ください。

*消費者ホットライン：「188(いやや！)」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

3. 情報提供先

本報道発表資料を、以下の行政機関に情報提供しました。

- ・消費者庁消費者政策課 (法人番号 5000012010024)
- ・内閣府消費者委員会事務局 (法人番号 2000012010019)
- ・警察庁生活安全局生活経済対策管理官 (法人番号 8000012130001)
- ・警察庁刑事局捜査第二課 (法人番号 8000012130001)
- ・中小企業庁長官官房総務課 (法人番号 1000012090004)

(参考) 受給資格がない人に持続化給付金の不正受給を持ちかける手口のイメージ

※コピーライト イラスト提供 : ピクスタ

